第三十六条の三十　法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

［イ～ハ　略］

ニ　一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者　一時保護施設等

二　［略］

第三十六条の三十二の二　法第三十四条の七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　定款その他の基本約款

四　職員の定数及び職務の内容

五　主な職員の氏名及び経歴

六　当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七　事業開始の予定年月日

［②］　法第三十四条の七の二第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の三　法第三十四条の七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日

二　廃止又は休止の理由

三　現に便宜を受けている者に対する措置

四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十二の四　法第三十四条の七の五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の種類及び内容

二　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　定款その他の基本約款

四　職員の定数及び職務の内容

五　主な職員の氏名及び経歴

六　当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

七　事業開始の予定年月日

［②］　法第三十四条の七の五第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二の五　法第三十四条の七の五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃止又は休止しようとする年月日

二　廃止又は休止の理由

三　現に便宜を受けている者に対する措置

四　休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十　法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

［イ～ハ　同上］

ニ　法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者　一時保護施設等

二　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］